

平成30年度事業計画

日本商品委託者保護基金

昨年11月に取りまとめられた「団体組織問題検討委員会とりまとめ」により、基金については、

「一般委託者支払（ペイオフ弁済）による委託者資産保全のセーフティネットとしての機能は損なうことなく、商先業者の分離保管措置に関する基金の業務（基金分離預託及び基金代位弁済）を軽減することによって運営コストの削減を図ることが検討された。

その結果、商先業者が委託者から預託を受けた取引証拠金について、預託を受けた当日中にJCCHに預託する運用に改め、商先業者において速やかに分離保管措置を講ずべき保全対象財産から除外できる仕組みとすることで関係者間の合意が得られた。

この運用変更を前提として、基金は以下のとおり分離保管関連業務の軽減を踏まえた経費削減策をとりまとめ、平成30年度から実施することとした。

① 基金の事務所を東商取ビル内に移転するとともに、業務のスリム化に伴い余剰となる人的リソースを日商協との共同監査業務に充て、同業務に関して日商協と事務所を共同利用することとする。これにより日商協との共同監査業務を円滑化させるとともに、コストの低減を図る。

② 業務のスリム化による経費削減等により、定率会費は徴収しない。平成31年度以降については、業務見直しによる経費削減状況及び会員の経営状況を勘案し対応する。」

とされた。

これを踏まえて、基金では、平成30年度において以下の施策を実施することとする。

I. 一般委託者への支払及び関連業務

基金は、会員に弁済事故が発生した場合には、法令、定款及び業務規程の定めに従い、迅速かつ適切に処理し、委託者債務の弁済に万全を期

する。

(1) 弁済難易度の認定及び分離保管弁済

会員が通知商品先物取引業者に該当したときは、基金は直ちに分離保管財産など委託者資産の確保を図るとともに立入監査を行い、委託者資産保全措置状況、財務内容及び紛議債権の実情を把握するとともに、運営審議会の意見を聴いて、弁済難易度の認定を行う。

基金は、当該会員について弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行ったときは、委託者資産保全措置により保全された分離保管財産を回収する。回収した分離保管財産は弁済財源に組み入れ、これにより委託者に対する弁済を行う。

(2) 一般委託者に対する支払

基金は、通知商品先物取引業者に該当した会員について弁済困難の認定を行ったときは、委託者に対し回収した分離保管財産による弁済を行い、これにより弁済されない一般委託者の委託者債権について、1人1千万円を限度として一般委託者支払を行う。

一般委託者支払に伴い取得した補償対象債権について、基金は会員と締結した質権設定契約に基づき、会員が取引所・清算機構に対し有する持分・清算預託金等の返還請求権に対する質権を実行し、補償対象債権の回収に努めるものとする。なお、訴訟等によっても回収が見込めないものについては、所要の手續により償却を行う。

(3) 自主弁済及び返還資金融資

基金が通知商品先物取引業者に該当した会員について自主弁済案件として認定を行ったときは、委託者債権が完済されるまでの間、各営業日毎に委託者への証拠金返還状況の報告を求める等の措置をとることにより委託者債権の自主的な弁済が確実に行われるよう監視に努める。

会員が通知商品先物取引業者に該当し基金が自主弁済案件の認定を行った案件について、当該通知商品先物取引業者が主務大臣の適格性認定を得た場合には、基金はその申込みを受けて返還資金融資を行う

かどうかの決定を速やかに行う。

Ⅱ. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

基金は、一般委託者への支払等の財源として負担金の徴収等を行うとともに、委託者保護資金の管理を適切に行う。

(1) 委託者保護資金の額

平成30年度当初における委託者保護資金の額は、平成29年度において一般委託者支払が生じないことが見込まれるので、業務規程に定める委託者保護資金の造成水準（98億円）を上回るものと見込まれる。

(2) 資金積戻計画

委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準を上回ると見込まれるので、平成30年度においては資金積戻計画を定めない。

(3) 負担金の徴収

平成30年度は資金積戻計画を定めないので、新規会員負担金及び一般負担金の徴収は行わない。

(4) 委託者保護資金等の管理

委託者保護資金等は、定款第62条及び会計規程第7条の規定に基づき適切に管理する。

Ⅲ. 委託者資産保全措置の管理

基金は、委託者資産の保全を図るため、分離保管弁済契約の締結等に

より、委託者資産保全措置の適切な管理を行う。なお、本年10月から実施予定の取引証拠金の当日預託への見直しにより、当該証拠金に係る保全対象財産の発生が減少するとされることから、基金の分離保管業務も、これに対応し、可能な部分については縮小する。

(1) 分離保管弁済契約の締結

基金は、指定信託、基金分離預託、銀行等保証及び基金代位弁済が会員により適切に行われるよう、会員と分離保管弁済契約を締結する。

基金は、会員と分離保管弁済契約を締結又は変更したときは、締結又は変更した会員の名称、対象契約型等を公告する。

(2) 指定信託の管理

基金は、委託者を信託元本の受益者とする指定信託の受益者代理人となり、信託元本が適切に確保されるようその管理を行う。また弁済事故が発生した場合には、信託機関に対し信託元本に係る受益権の行使を適切に行う。

(3) 基金分離預託の管理

基金は、基金分離預託として会員から金銭又は有価証券の預託を受ける。なお、取引証拠金の当日預託の実施に伴い、原則的には基金分離預託すべき金銭等が生じることは想定されないため、株式会社日本商品清算機構の JCCCH システムを活用した基金預託システムの利用を廃止することとし、もし基金分離預託の必要が生じた場合にはその入出金は、ファクシミリ及び銀行振り込み等により行うものとする。

(4) 銀行等保証の管理

基金は、支払保証限度額の適切な管理を行う。また弁済事故が発生した場合には、保証金融機関に対し保証支払の指示を適切に行う。

(5) 基金代位弁済の管理

① 基金代位弁済契約の締結等

取引証拠金の当日預託の実施に伴い、平時における保全対象財産は原則的に生じることが無いが、例外的に商品相場の急激な変動等により無担保委託者未収金等が増大し業者の自己資産では対応できない場合を考慮すると、引き続き基金代位弁済制度の活用が必要となる場合もあり得ると考えられる。

このため、平成30年度においては、平成31年1月～平成31年12月の契約期間に係る契約締結の希望者を募集する。応募した会員については、審査の後、契約締結の諾否及び代位弁済限度額、代位弁済担保の額等を適切に決定する。また、契約期間中において代位弁済限度額の変更を希望する会員に対しては、委託者資産保全に支障がないこと等の確認ができる場合、代位弁済限度額の変更を行う。

また、代位弁済積立金の運用方法についての検討を行う。

② 代位弁済担保

(イ) 代位弁済担保

代位弁済担保については、現金・充用有価証券・店頭取引の社債並びに東京商品取引所株式とする。

(ロ) 代位弁済担保率

代位弁済担保については、下記に掲げるものとする。

受託会員	契約額の20%以上
取次会員	契約額の35%以上
免除会員	契約額の30%以上

(注) 受託会員・・・株式会社商品取引所の受託取引参加者及び会員制商品取引所の受託会員である当基金会員

取次会員・・・取次者及び商品清算機関の清算資格を有していない会員

免除会員・・・財務諸表等に対する監査法人等による監査を免除された当基金会員

なお、免除会員のうち、取次会員に該当する会員は、取次会員の担保率を適用する。

基金は、契約を締結した会員の経営を監視するとともに、必要に応じて契約期間の短縮及び代位弁済担保の増額等を行う。

③ 代位弁済手数料

代位弁済手数料については、特例措置料率が適用される平成30年12月までは代位弁済限度額の0.20%を、平成31年1月以降は0.25%を徴収する。

④ その他

基金代位弁済支払を行ったときは、預託されている代位弁済担保を取得し、これで回収できなかった支払額について、基金は、会員が取引所・清算機構に対し有する持分・清算預託金等の返還請求権に対する質権を実行し回収に努めるものとする。

なお、基金に加入する会員（以下「新規会員」という。）が基金代位弁済委託契約の締結を希望する場合には、業務規程に基づき会員の純資産額の区分に応じて定められている基金代位弁済拋出金の納付を求めることとする。

IV. 会員に対する監視、監査等

基金は、委託者資産の適切な保全及び弁済事故の未然防止を図るため、会員に対する監視、監査等を行う。

(1) 共同監査室の設置

会員に対する監査業務として、人的資源の有効活用及び事業の充実強化を図り監査業務を効率化するため、基金と日商協とで共同監査室を設け、財務監査と業務監査の一体的監査を行うこととする。このため、当基金の職員5名を日商協に兼務出向させ、共同監査室での業務に従事させる。

(2) 会員に対する常時監視

監査業務において活用している CFEF システムについてはコスト削

減のためにこれを見直し、保全対象財産の状況については、会員の委託者財産の保全措置を確保しつつも、会員への負担軽減にも配慮し、必要な範囲で、別途電子的手法又はこれに代わる手段により報告を求めることとし、JCCHとよく協議してその制度設計を行う。

指定信託及び銀行等保証については、基金は、随時、金融機関に直接に残高証明書等の提出を求めることにより、適切に委託者資産保全措置が講じられていることを確認する。

(3) 会員に対する監査

基金は、定款及び監査規則に基づき、必要に応じ会員に対し書面監査及び立入監査を行う。また、日商協との間において共同監査室を設置し、効果的な監査を行う。

(4) 外部監査

会員は業務規程第26条の規定に基づき、原則として財務諸表につき監査法人又は公認会計士による監査を受けることとする。

ただし、一定の要件に該当する会員については、基金による厳格な財務監査を受けること等を条件に、監査法人等の監査を免除する。

(5) 改善の指示等

会員の財産若しくは経理の状況又は業務の運営について改善を要すると考えられる場合は、基金は、関係機関と連携しつつ、改善の指示、指導等を行う。

(6) 会員に対する制裁

会員が定款に定める制裁事項に該当すると認められる場合は、基金は、規律委員会の決定又は理事会の議決により制裁を科す。

V. 入会金及び会費

(1) 入会金

新規会員から420万円を徴収する。

(2) 会費

会費は、定額会費20万円（年額。途中加入の場合は、月割計算。）を徴収し、定率会費について平成30年度は徴収しない。

(3) 会費制度の検討

平成31年度以降の会費については、業務見直しによる経費削減状況及び会員の経営状況を勘案し対応する。

VI. その他の業務

(1) 事務所の移転及び組織改編等

基金の事務所を平成30年7月末までを目途として東商取ビル内に移転することで日商協と事務所を共同利用することとする。これにより日商協との共同監査に係る業務を円滑化させるとともに、事務所賃借料の低減を図る。

また、当基金の事務局の組織体制について、「団体組織問題検討委員会とりまとめ」の趣旨を踏まえ、不要不急の支出を抑制し、経費の削減を行うとともに、現行の総務部、業務部及び調査・監査部の3部制を平成31年1月から改め、管理部及び監査部の2部制とする。

(2) 裁判上又は裁判外の行為

基金は、商品先物取引法第311条第1項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する業務を必要に応じ行う。

(3) 委託者保護業務に関する調査及び研究

委託者保護業務及びこれに付随する業務、また、代位弁済契約の契約会員・契約金額の増加策について、調査研究を行うとともに、制度検討委員会を開催し、その改善策を検討する。

(4) 広報の実施

基金が行う委託者保護業務の内容について会員及び関係者、更には広く一般の理解の増進を図るため、必要に応じ英語版を含めパンフレットの作成、ホームページによる情報提供及び統計データの発表等を行う。

(5) 関係機関との連携及び協力

主務省及び関係団体の諸施策について、必要に応じ協力を行う。
従来から実施している「みんなのコモディティ」及びアンテナショップへの協賛を行うことで、他団体の広報活動の支援を行うとともに商品先物取引制度の啓発を行う。

(6) その他の諸問題への対応

- ① 東京商品取引所において今秋にも電力先物市場の上場が見込まれること、また、大阪堂島商品取引所のコメの本上場の実現に向けた関係者の取組みにより取引参加者の増大が見込まれることから、新規業者の参入促進を含む業界の発展に向けて取引所、関係団体とともに積極的に取り組む。
- ② 弁済困難事案の発生等を勘案し、一般委託者支払の財源となる委託者保護資金の造成水準（現在98億円）の見直し等を検討する。